

## 審査の結果の要旨

氏名 葛西（高野） 耕介

現代の日本社会における学校教育の役割・あり方を原理的に問おうとすれば、そこでの親の地位の明確化が重要な課題となることは間違いない。しかし、ドイツやイギリスなどの外国と比べて、日本の公教育法制における親の権利についての規定は乏しいうえに、教育行政学、教育経営学・学校経営学、教育運動研究等においても、親が適切に研究対象として位置づけられてきたとは言い難い。そこで本研究は、教育法学を中心にしつつも、憲法学、民法学、さらには社会科学の思想へと対象を広げ、戦後直後から現在に至るまでの父母の学校運営参加に関する諸学説を根本的に再検討することで、親の教育権に関する原理論及び制度論の進展に寄与することを目的としている。

本研究は7章で構成されている。第1章では、上記の解明課題を提示するとともに、分析の視角と方法について述べている。すなわち、学説史研究という方法を採用する本研究は、1945年から1950年代半ば、1950年代半ばから1980年代半ば、そして1980年代半ば以降という3つの時期区分と、「国家的」「労働者的」「国民的」「市民的」及び「市場的」の5つの「公共性」論を分析枠組みとして採用している。第2章では、日本の教育法学における教育権概念の展開過程の検討から親の教育権の型（類型）を析出して、その権利の内容・効果が「拒否権」「参加権」「学校選択権」へ分岐することを理論的に説明している。続く第3章では、公教育を対象とする諸研究領域において親の学校教育参加が原理的に位置付けられてこなかった理由を考察し、公権力に対する権利主張の主体として親を位置付けてはこなかった憲法学説と、親の権利を子どもとの関係に限定した戦前・戦後の民法学説の間に断絶があったが、その間隙を教育法学説が一定程度埋めていたと分析している。

第4章から第6章は、親の教育権論が分岐する学説史的動態を5つの公共性論の視角から、より具体的に分析している。第4章では、1950年代半ばから1980年代半ばの時期における海老原治善、持田栄一、牧柁名、堀尾輝久、伊藤和衛らの論を検討して、公教育における親の位置づけの差異をそれら諸学説の基盤にある「公共性」の違いから説明している。続く第5章では、親の権利主体性が注目されるようになった1980年代以降の学説を分析の対象としている。具体的には、永井憲一の学説が「国民的公共性」の立場からの「親の教育権」の権利否定説であったのに対し、奥平康弘は同じ「国民的公共性」の立場からではあるものの拒否権を主張したのであり、さらに黒崎勲の所論は「市場的公共性」の立場からの「学校選択権」であったと類型化している。第6章は、第5章における学説、思想の整理を背景として1980年代に展開した親参加の制度論の特徴を明らかにしている。すなわち、今橋盛勝と佐貫浩の制度論が親の学校参加を可能にする条件として学校自治論・内外区分論を踏まえたものであったのに対し、坪井由実、結城忠による制度論は権利否定説から導かれる「統治・主権への参加」であったと分析している。最後に第7章では、本研究の知見を改めて整理して、教育法学、教育行政学、教育経営学・学校経営学への示唆を示すとともに、残された課題を述べている。

本研究は、教育法学を中心に憲法学、民法学を含んだ法学及び教育行政学、教育経営学・学校経営学における親の権利についての学説史的研究によって諸学説の類型化を行い、親の教育権論の共時的かつ通時的な構造理解を示したことに学術的貢献が認められる。よって、本論文は博士（教育学）の学位を授与するにふさわしい水準にあるものと判断された。